

西東京市告示第24号

道路位置の指定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消したので、西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号）第23条第1項の規定により告示する

なお、関係図書は、西東京市まちづくり部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年2月16日

西東京市長 池澤隆史

- 1 指定の取消しに係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の取消しの年月日
令和8年2月10日
- 3 指定の取消しに係る道路の位置
西東京市東伏見一丁目506番1、同番6の一部、同番7並びに同番8及び同番9の各一部、同番10並びに同番11及び同番15の各一部、同番17並びに同番18及び同番19の各一部並びに同番21
- 4 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員
幅員 4.00m
延長 58.50m